

令和6年度事業における指示事項

<目次>

I	産業医及び産業保健関係者への支援	
1	産業医及び産業保健関係者の資質向上のための研修の実施	1
2	アドバイザー産業医によるサポート体制の整備	2
II	事業場における産業保健活動の支援	
1	ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施	3
2	産業保健総合支援センター及び地域産業保健総合支援センターにおける専門的な相談の実施	5
3	小規模事業場に対する支援体制の充実	8
4	個人事業者等に対する支援体制の充実	11
5	事業主団体等への取組支援	11
III	メンタルヘルス対策の推進	
1	産業医及び産業保健関係者の資質向上のための研修の実施	12
2	ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施	13
3	産業保健総合支援センター及び地域産業保健総合支援センターにおける専門的な相談の実施	14
4	小規模事業場に対する支援体制の充実	15
IV	産業保健活動総合支援事業の利用促進	17
VI	その他	18

I 産業医及び産業保健関係者への支援

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考 (留意点等)
1 産業医及び産業保健関係者の資質向上のための研修の実施	① 産業医及び産業保健関係者への専門的研修 (メンタルヘルス対策関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のニーズを踏まえ、ストレスチェックの実施者等を対象としたストレスチェック制度に係る研修及びメンタルヘルス対策に係る研修に加え、産業医等を対象に、高ストレス者に対する面接指導の実施方法（オンラインでの実施を含む）について必要に応じて引き続き研修を実施する。 ・ ストレスチェック実施後の職場環境の改善等を促進するため、面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等に関する研修を実施する。 ・ メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過重労働における長時間労働者に対する面接指導の実施方法についても高ストレス者の面接指導の実施方法と併せて実施する。 ・ 小規模事業場の産業保健関係者に対して、メンタルヘルスの研修を実施する場合、アンケートを実施して、メンタルヘルス対策を実施するに当たっての課題（実施しない理由）を把握し、次回研修や個別訪問支援に役立てる。 ・ 産業医に対してメンタルヘルスの研修を実施する場合は、産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方についても説明する。 ・ 復職支援に関する研修においては、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に基づく内容とする。 ・ メンタルヘルス対策に係る研修の実施回数について、前年度計画に比べ増加するよう計画する。

	<p>② 産業医及び産業保健関係者への専門的研修 (治療と仕事の両立支援関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場の産業保健スタッフや人事労務担当者等労働者の健康管理に関わる担当者に対し、治療と仕事の両立支援に係る企業の取組に関する研修を充実する。特に、産業医向けの両立支援研修を充実する。 ・ 必要に応じ、講師の派遣等、研修開催への協力を治療就労両立支援センター（部）、労災病院、都道府県疾病対策課、がん拠点病院等に依頼する。 ・ 事例検討会について、主催者となり近隣の労災病院や治療就労両立支援センター（部）のサポートを得たうえ、1回以上実施する。また、その際には、メンタルヘルス不調事例についても取り扱う。 ・ 両立支援コーディネーターのネットワーク構築のための交流会も積極的に実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発にあたっては、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の内容に加えて、疾患別の留意事項、企業・医療機関連携マニュアルについても紹介する。また、当機構で作成した周知用のリーフレット、DVD、両立支援マニュアル等を活用する。 ・ ガイドラインは、令和6年3月に新たな様式が追加される改訂が見込まれているので、詳細については本部より追って指示する。 ・ メンタルヘルス不調事例に係る事例検討会においては、本部で作成したモデル事例を活用する。
	<p>③ 両立支援コーディネーター基礎研修 (治療と仕事の両立支援関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部が主催で両立支援コーディネーター基礎研修を開催することとしているので、各種機会を捉えて周知し、メンタルヘルス対策・両立支援促進員数を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度から従前のメンタルヘルス対策促進員と両立支援促進員を統合するため、両立支援コーディネーター基礎研修を受講していないメンタルヘルス対策促進員は受講する。
<p>2 アドバイザー産業医によるサポート体制の整備</p>	<p>アドバイザー産業医の配置 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各ブロックにアドバイザー産業医を配置するとともに、利用促進を図るため、産業保健相談員や登録産業医、登録保健師等に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）の産業保健相談員等の専門スタッフも相談を可能とするので、産業保健相談員や登録産業医等の委嘱更新時などに周知する。

II 事業場における産業保健活動の支援

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考(留意点等)
1 ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施	① 産業保健関係者への専門的研修 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働衛生行政上重要な以下のテーマに積極的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ア 治療と仕事の両立支援 イ 産業医の機能強化に関する労働安全衛生法改正を踏まえた研修 ウ 過重労働による健康障害防止対策 (オンラインで実施する長時間労働者への医師の面接指導を含む。) エ ストレスチェック制度(オンラインで実施する高ストレス者への医師の面接指導を含む。) オ 労働災害防止計画に掲げる重点項目 カ 産業医の活用促進 キ 衛生委員会の活用促進 ク 産業医資質向上に関する研修 ケ 産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方に関する研修 コ 不妊予防支援パッケージ サ 産業保健のチームでの対応に関する研修 シ 化学物質による健康障害防止に関する研修 ・ 実践的能力の向上を図るため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践型研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等を充実する。特に、産業医の能力の向上を図り、事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、職場巡視など事業場における産業保健指導等に係る実地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過重労働による健康障害防止対策については、過労死等防止対策推進法第10条に基づき、過労死等に関する産業医など産業保健スタッフの相談対応のスキルアップのための研修を全産保センターで1回以上行う。テキストは、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を使用する。 ・ 産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方に関する研修については、全産保センターで1回以上行うこと。テキストについては、令和元年5月14日付け事務連絡「メンタルヘルス関連研修における参考資料送付について」を参考にする。 ・ メンタルヘルスに係る研修のうち、産業医認定研修以外のものについては、研修時間のうち10～15分程度で勤務間インターバル制度に係る内容を追加する(講師は厚生労働省雇用環境・均等局の委託事業から派遣)。詳細は追って指示する。 ・ 登録産業医の能力の向上を図

		<p>研修を積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者の利便性を考慮して、オンデマンドを含むWeb研修を積極的に実施する。 	<p>ることにより、地域産業保健センター（以下「地産保」という。）の個別訪問による産業保健指導等が円滑に実施できるように留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 女性の健康課題の知見の向上に係る研修については、前年度計画に比べ増加するよう計画する。 • 男性の更年期障害についても、女性の健康支援や中高年労働者の健康確保対策等、関連のある研修と併せて周知を行うこと。 • 化学物質の自律的管理に関する内容を中心にして、1回以上実施する。
	<p>② 事業者等に対する啓発セミナー等（その他全般事項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者等の自主的取組を促すため、セミナーを実施する。 • 労働衛生行政上重要なテーマや、社会的関心の高いテーマに積極的に取り組む。特に、治療と仕事の両立支援の普及・啓発のため、ガイドライン等の周知を重点的に取り上げることに加え、産業医の活用をテーマとしたセミナーを実施する。 • 事業主向けの衛生委員会活用セミナーを1回以上実施する。 • 事業主団体等から要請があった場合は、1回程度、共催で研修会を実施する。 • メンタルヘルス対策におけるセミナーについて積極的に実施し、特に復職支援に関するセミナーを最低1回以上実施する。 • 事業主向けのTHPの普及促進のためのセ 	<ul style="list-style-type: none"> • 関係団体、業界団体、労災病院等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効果的・効率的な研修の実施に留意する。 • 事業主団体等に対する研修については、原則、産業保健相談員を講師とする。また、セミナー終了後に相談コーナーを設けるよう努める。 • メンタルヘルスに係るセミナーについては実施回数を把握することとしている。また、令和6年度は令和5年度下半期の実施回数の倍以上を計画する。 • 事業主向けのTHPの普及促

		<p>ミナーを1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的研修と同様に、可能な限りWeb化に努める。 ・ 化学物質による健康障害防止のセミナーを1回以上実施する。 	<p>進のためのセミナーについては、令和5年3月の改正内容を踏まえ実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の自律的管理に関する内容を中心として、1回以上実施する。その際、本部で作成した化学物質の自律的管理に係る資料を必要に応じて活用する。
	③ 事業者等に対する啓発セミナー（治療と仕事の両立支援関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者、人事労務担当者等に対し、事業場における治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）のためのガイドライン等の普及・啓発のためのセミナーを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインをはじめとした両立支援の普及啓発セミナーを実施する。 ・ 事業者等が参加しやすいよう開催場所等の設定に配慮する。特に、労働局、都道府県疾病対策課等とも連携し、効果的に実施する。 ・ 普及啓発にあたっては、ガイドラインの内容に加えて、疾患別の留意事項、情報提供書の書き方等のガイドラインの附属資料に加え、当機構で作成した周知用のリーフレット、DVD、両立支援マニュアル等を活用する。
	④ 産業保健ディレクター（医師）の配置（その他全般事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部に配置した産業保健ディレクター（医師）により、各産保センターに所属している専門スタッフ等の育成・能力向上のための研修、現地指導等の企画運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各産保センターにおける好事例や課題等について、ヒアリングを予定しているので、その際は日程調整等協力をお願いする。
2 産業保健総合支援センター及び地域産業保健	① 産業保健関係者等からの相談対応（治療と仕事の両立支援関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等における両立支援（出張）相談窓口において積極的に患者（労働者）からの相談に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援相談窓口の利用実績の向上を図る。特に、窓口を開設している労災病院において

<p>総合支援センターにおける専門的な相談の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的研修や事業主セミナー等の実施に併せて、相談等を積極的に受け付ける。 ・ 相談対応の過程で、両立支援の制度導入等の希望があった場合には、個別訪問支援に繋げる。 ・ 対応が困難な専門的な相談については、産業保健相談員等と連携するほか、新たに配置するメンタルヘルス対策支援アドバイザーから助言・指導を受け対応する。 	<p>は、院内はもとより、産保センターと連携して周辺病院、地域の団体・企業にも積極的に周知を行うことにより、開設日数に見合う相談実績を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院以外の両立支援（出張）相談窓口の設置にあたっては、がん診療連携拠点病院に限らず、働きかけを行う。 ・ がん診療連携拠点病院等においては、都道府県労働局職業安定部が所管する相談窓口も開設されている場合があるので、両立支援に関する相談について産保センターの活用が図られるよう情報共有を図る。 ・ メンタルヘルス対策支援アドバイザーについては、令和6年度上半期中に全産保センターで委嘱をすること。委嘱手続き等は追って指示する。
	<p>② 産業保健関係者等からの相談対応（メンタルヘルス対策関係）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産保との連携のもと総合的に対応する。特に、メンタルヘルス対策、両立支援に関する相談には積極的に対応する。 ・ メンタルヘルス対策に関する相談対応のため、専門的な知識・経験を有する保健師や心理職等をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等へ新規に委嘱する。 ・ 対応困難な事案については、新たに配置するメンタルヘルス対策支援アドバイザーから助言・指導を受け対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス不調の患者（労働者）からの個別相談について、従前どおり相談対応を行うこととするが、産保センターで対応しきれない要望等については必要に応じて外部機関を紹介する。

	<p>③ 産業保健関係者等からの相談対応 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京、石川及び大阪に設置しているストレスチェック制度サポートダイヤルの周知を図る。 ・ 地産保で対応できない専門的な相談については、ワンストップサービスとして、コーディネーターと労働衛生専門職が連携し、迅速に対応する。 ・ 不妊予防支援パッケージ（ライフステージに応じた女性の健康推進策）の実施にあたり、職場における女性の健康推進策に関する相談に対応する。 ・ （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会や（公社）日本作業環境測定協会支部との連携体制を構築することで、産業保健関係者等からの化学物質管理に係る法令制度等に係るメール・電話相談について、厚生労働省作成のQ&Aに基づき回答する。 ・ リスクアセスメント対象物健康診断についての相談について、厚生労働省作成のQ&Aに基づき回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊予防支援パッケージについては、産業保健専門職が中心となり、対応可能な相談に対しては対応を行い、対応が難しい医療的・専門的な相談等への対応については、個人からの相談については、女性健康支援センター等に繋ぎ、企業からの相談については、労働者本人を通じ主治医等に相談をするよう伝える。 ・ 化学物質管理について、複数の産保センターで連携して体制を構築するなど可。 ・ （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会及び（公社）日本作業環境測定協会のHPで公開されている、オキュペーションアルハイジニストや労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）等の資格を有する者の一覧を活用する。 ・ リスクアセスメント対象物健康診断についての相談については、基本的には厚生労働省作成のQ&Aに基づき回答すること。健診実施の要否判断や検査項目の選定等、個別事案について回答する必要はなく、事業主が判断するものであることを説明すること。必要に応じ、本部に回答を協議する。
--	--	---	--

<p>3 小規模事業場等に対する支援体制の充実</p>	<p>① メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策支援に関する社会的な需要の高まりを鑑みて、中小規模事業場に対し、重点的に支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働局等がメンタルヘルス対策の取組状況に係るアンケート等を実施している場合には、これを活用し、支援の希望の有無を把握する。 「Relax 職場における心の健康づくり」、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」、「メンタルヘルス対策普及要領（マニュアル）」、「過重労働による健康障害を防ぐために」を支援の実施に活用する。 追って本部から提供する企業情報データなどを活用する。 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の実施回数について、前年度計画に比べ増加するよう計画する。
	<p>② 治療と仕事の両立支援に取り組む事業場への個別訪問支援 (治療と仕事の両立支援関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策・両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援の制度導入等（労働者・管理監督者に対する意識改革に関する教育を含む。）に対する支援について、特に中小規模事業場に対し、重点的に実施する。 対応が困難な専門的な相談に対応するため、産業保健相談員、産業保健専門職等と連携する。 両立支援の推進には事業場の理解が必要であることから、両立支援へのニーズが高いと考えられる事業場を積極的に訪問し、ガイドライン及び事業の周知とともに、がん、メンタルヘルス不調等の知識に関する教育を実施することにより、両立支援の普及に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から従前のメンタルヘルス対策促進員と両立支援促進員を統合するため、両立支援コーディネーター基礎研修を受講していないメンタルヘルス対策促進員は受講する。 メンタルヘルス対策・両立支援促進員が事業場を訪問した場合には、ガイドライン等を併せて周知する。 地域ごとにメンタルヘルス対策・両立支援促進員を積極的に委嘱する等、両立支援の事業実施体制の強化に努める。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種セミナーや利用者アンケート等を活用すること等により、事業場の個別訪問へのニーズを積極的に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者（労働者）からの個別調整支援の申出において事業場からの理解が得られていない場合は、個別訪問支援を通じて事業者に対しての周知啓発を行う。 ・ DM等による周知を図るため、企業情報データなどを活用する。
③ 治療と仕事の両立に関する個別調整支援 (治療と仕事の両立支援関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の患者（労働者）や事業者からの申出に応じ、個別の患者（労働者）に係る治療と仕事の両立に関する調整支援を産保センター及び両立支援（出張）相談窓口で実施する。 ・ 対応が困難な専門的な相談については、産業保健相談員、産業保健専門職等と連携する。 ・ メンタルヘルス不調に係る両立支援についても個別調整支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別調整支援の進め方については、新たに通達を発出して示す予定であるので、それに基づき進めること。 ・ メンタルヘルス不調を抱える労働者の復職支援について経験を有するメンタルヘルス対策・両立支援促進員の人員を拡充し、従来対象としていなかったメンタルヘルス不調の労働者に対する個別調整支援を行う。 ・ 労災病院や両立支援（出張）相談窓口を設置している医療機関の医師等を産業保健相談員に委嘱する等、両立支援の相談先の確保に努める。 	
④ 小規模事業場からの相談対応 (メンタルヘルス対策関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産保において、ストレスチェックの結果を受けた労働者からの相談を含め、メンタルヘルスに係る健康管理に係る相談対応に積極的に実施する。 ・ 小規模事業場からの依頼をもとに、高ストレス者に対する面接指導を実施する。 ・ 両立支援に係る相談については、産保センター及び両立支援（出張）相談窓口と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括産業医が企業内にいる小規模事業場からの利用申し込みは本事業の趣旨にそぐわないことを説明し、企業内で対応いただくよう説明すること。 	

	<p>⑤ 小規模事業場からの相談対応 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場訪問による相談対応の割合を2割以上とすることを目標に、順次、その割合を増やす。 ・ (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社) 日本作業環境測定協会支部との連携体制を構築することで、事業場からの化学物質管理に係る法令制度等に係るメール・電話相談に対応する。 ・ 両立支援に係る相談については、産保センター及び両立支援(出張)相談窓口と連携する。 	
	<p>⑥ 医師等による小規模事業場等への訪問指導 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健指導の実績が増加しているものの目標に比べ低調である状況を踏まえ、新規訪問先を開拓する。 ・ 各都道府県において重点的に取り組む業種等を定め、業界団体等と連携し、積極的に事業の周知や産業保健指導の利用勧奨等を行う。 ・ 労働局、労働基準監督署の協力を得て、事業場に関する情報等を入手し、産業保健指導の利用勧奨等を行う。 ・ 事業場が産業保健指導単独の受入れが困難な場合には、事業場訪問による相談対応等に併せて積極的に実施する。 ・ 健康管理のみならず、作業環境管理など総合的な支援を行うため、労働衛生工学専門員の活用を拡大する。 ・ 個人事業者等について(後述)を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業情報データなどを活用する。 ・ 行政指導を連想する「指導」という言葉を使用しないことや、健康相談などと関連付けることなど、事業場が産業保健指導を受け入れ易くなるよう工夫する。 ・ 事業場を訪問することの必要性について、登録産業医等に理解を求める。 ・ 産保センターから副所長、労働衛生専門職、産業保健専門職等が同行し、教示する等により、積極的に取り組む。 ・ 効果的・効率的な実施を図るため、可能な限り、地産保ごとに労働衛生工学専門員を配置する。

	⑦ 運動指導等を通じた労働者の健康保持増進のための個別訪問支援 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> 転倒や腰痛等の行動災害の減少により労働者の健康保持増進を図るため、労働者の健康保持増進のための指針に基づく取り組みとして、運動指導等を通じて各事業場への訪問支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生コンサルタント、理学療法士、健康運動指導士等、運動指導等を実施できる産業保健相談員を配置する。 労働局、行政機関、労働基準協会、事業者団体、社会福祉協議会等と連携して周知を図る。 神奈川産保センターが作成した資料を研修において活用する。
4 個人事業者等に対する支援体制の充実	専門的研修及び専門的な相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 研修、相談等の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加える。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は厚労省から方針が示され次第、別途指示する。
5 事業主団体等への取組支援	団体経由産業保健活動推進助成金	<ul style="list-style-type: none"> 事業者団体等と共催でセミナーを開催する場合や、各種広報を行う機会を捉え、事業主団体等に対し、団体経由産業保健活動推進助成金について積極的な周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「団体経由産業保健活動推進助成金」では、中小企業等の産業保健活動の支援を目的に事業者団体等に対し助成を行うこととなるので、セミナーの企画の調整や各種広報などに併せて制度について周知する。

Ⅲ メンタルヘルス対策の推進（再掲）

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考（留意点等）
<p>1 産業医及び産業保健関係者の資質向上のための研修の実施</p>	<p>① 産業医及び産業保健関係者への専門的研修 (メンタルヘルス対策関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のニーズを踏まえ、ストレスチェックの実施者等を対象としたストレスチェック制度に係る研修及びメンタルヘルス対策に係る研修に加え、産業医等を対象に、高ストレス者に対する面接指導の実施方法（オンラインでの実施を含む）について必要に応じて引き続き研修を実施する。 • ストレスチェック実施後の職場環境の改善等を促進するため、面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等に関する研修を実施する。 • メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 過重労働における長時間労働者に対する面接指導の実施方法についても高ストレス者の面接指導の実施方法と併せて実施する。 • 小規模事業場の産業保健関係者に対して、メンタルヘルスの研修を実施する場合、アンケートを実施して、メンタルヘルス対策を実施するに当たっての課題（実施しない理由）を把握し、次回研修や個別訪問支援に役立てる。 • 産業医に対してメンタルヘルスの研修を実施する場合は、産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方についても説明する。 • 復職支援に関する研修においては、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に基づく内容とする。 • メンタルヘルス対策に係る研修の実施回数について、前年度計画に比べ増加するよう計画する。

	<p>② 産業医及び産業保健関係者への専門的研修 (治療と仕事の両立支援関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討会について、主催者となり近隣の労災病院や治療就労両立支援センター（部）のサポートを得たうえで、1回以上実施する。また、その際には、メンタルヘルス不調事例についても取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス不調事例に係る事例検討会においては、本部で作成したモデル事例を活用する。
<p>2 ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p>	<p>① 産業保健関係者への専門的研修 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生行政上重要な以下のテーマに積極的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ア 治療と仕事の両立支援 ウ 過重労働による健康障害防止対策 (オンラインで実施する長時間労働者への医師の面接指導を含む。) エ ストレスチェック制度（オンラインで実施する高ストレス者への医師の面接指導を含む。) ケ 産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方に関する研修 利用者の利便性を考慮して、オンデマンドを含むWeb研修を積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 過重労働による健康障害防止対策については、過労死等防止対策推進法第10条に基づき、過労死等に関する産業医など産業保健スタッフの相談対応のスキルアップのための研修を全産保センターで1回以上行う。テキストは、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を使用する。 産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方に関する研修については、全産保センターで1回以上行うこと。テキストについては、令和元年5月14日付け事務連絡「メンタルヘルス関連研修における参考資料送付について」を参考にする。

	② 事業者等に対する啓発セミナー等 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策におけるセミナーについて積極的に実施し、特に復職支援に関するセミナーを最低1回以上実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスに係るセミナーについては実施回数を把握することとしている。また、令和6年度は令和5年度下半期の実施回数の倍以上を計画する。
3 産業保健総合支援センター及び地域産業保健総合支援センターにおける専門的な相談の実施	① 産業保健関係者等からの相談対応 (治療と仕事の両立支援関係)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等における両立支援(出張)相談窓口において積極的に患者(労働者)からの相談に対応する。 専門的研修や事業主セミナー等の実施に併せて、相談等を積極的に受け付ける。 相談対応の過程で、両立支援の制度導入等の希望があった場合には、個別訪問支援に繋げる。 対応が困難な専門的な相談については、産業保健相談員等と連携する。 対応困難な事案については、新たに配置するメンタルヘルス対策支援アドバイザーから助言・指導を受け、対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策支援アドバイザーについては、令和6年度上半期中に全産保センターで委嘱をすること。委嘱手続き等は追って指示する。
	② 産業保健関係者等からの相談対応 (メンタルヘルス対策関係)	<ul style="list-style-type: none"> 地産保との連携のもと総合的に対応する。特に、メンタルヘルス対策、両立支援に関する相談には積極的に対応する。 メンタルヘルス対策に関する相談対応のため、専門的な知識・経験を有する保健師や心理職等をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等へ新規に委嘱する。 対応困難な事案については、新たに配置するメンタルヘルス対策支援アドバイザーから助言・指導を受け、対応する。(再掲)。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス不調の患者(労働者)からの個別相談について、従前どおり相談対応を行うこととするが、産保センターで対応しきれない要望等については必要に応じて外部機関を紹介する。
	③ 産業保健関係者等からの相談対応 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> 東京、石川及び大阪に設置しているストレスチェック制度サポートダイヤルの周知を図る。 	

<p>4 小規模事業場等に対する支援体制の充実</p>	<p>① メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援 (その他全般事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策支援に関する社会的な需要の高まりを鑑みて、中小規模事業場に対し、重点的に支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働局等がメンタルヘルス対策の取組状況に係るアンケート等を実施している場合には、これを活用し、支援の希望の有無を把握する。 「Relax 職場における心の健康づくり」、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」、「メンタルヘルス対策普及要領(マニュアル)」、「過重労働による健康障害を防ぐために」を支援の実施に活用する。 追って本部から提供する企業情報データなどを活用する。 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の実施回数について、前年度実績に比べ増加するよう計画する。
	<p>② 治療と仕事の両立支援に取り組む事業場への個別訪問支援 (治療と仕事の両立支援関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策・両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援の制度導入等(労働者・管理監督者に対する意識改革に関する教育を含む。)に対する支援について、特に中小規模事業場に対し、重点的に実施する。 対応が困難な専門的な相談に対応するため、産業保健相談員、産業保健専門職等と連携する。 両立支援の推進には事業場の理解が必要であることから、両立支援へのニーズが高いと考えられる事業場を積極的に訪問し、ガイドライン及び事業の周知とともに、がん、メンタルヘルス不調等の知識に関する教育を実施することにより、両立支援の普及に取り組 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から従前のメンタルヘルス対策促進員と両立支援促進員を統合するため、両立支援コーディネーター基礎研修を受講していないメンタルヘルス対策促進員は受講すること。 メンタルヘルス対策・両立支援促進員が事業場を訪問した場合には、ガイドライン等を併せて周知する。 地域ごとにメンタルヘルス対策・両立支援促進員を積極的に委嘱する等、両立支援の事業実施体制の強化に努める。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種セミナーや利用者アンケート等を活用すること等により、事業場の個別訪問へのニーズを積極的に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者（労働者）からの個別調整支援の申出において事業場からの理解が得られていない場合は、個別訪問支援を通じて事業者に対しての周知啓発を行う。 ・ DM等による周知を図るため、企業情報データなどを活用する。
③ 治療と仕事の両立に関する個別調整支援 (治療と仕事の両立支援関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の患者（労働者）や事業者からの申出に応じ、個別の患者（労働者）に係る治療と仕事の両立に関する調整支援を産保センター及び両立支援（出張）相談窓口で実施する。 ・ 対応が困難な専門的な相談については、産業保健相談員、産業保健専門職等と連携する。 ・ メンタルヘルス不調に係る両立支援についても個別調整支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別調整支援の進め方については、新たに通達を発出して示す予定であるので、それに基づき進める。 ・ メンタルヘルス不調を抱える労働者の復職支援について経験を有するメンタルヘルス対策・両立支援促進員の人員を拡充し、従来対象としていなかったメンタルヘルス不調の労働者に対する個別調整支援を行う。 ・ 労災病院や両立支援（出張）相談窓口を設置している医療機関の医師等を産業保健相談員に委嘱する等、両立支援の相談先の確保に努める。 	
④ 小規模事業場からの相談対応 (メンタルヘルス対策関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産保において、ストレスチェックの結果を受けた労働者からの相談を含め、メンタルヘルスに係る健康管理に係る相談対応に積極的に実施する。 ・ 小規模事業場からの依頼をもとに、高ストレス者に対する面接指導を実施する。 ・ 両立支援に係る相談については、産保センター及び両立支援（出張）相談窓口と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括産業医が企業内にいる小規模事業場からの利用申し込みは本事業の趣旨にそぐわないことを説明し、企業内で対応いただくよう説明する。 	

IV 産業保健活動総合支援事業の利用促進

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考 (留意点等)
産業保健活動総合支援事業の利用促進	① 両立支援に係る事業の周知・広報 (治療と仕事の両立支援関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援の普及・啓発を図るため、ポスター、事業者用リーフレット、患者（労働者）用チラシ、事業者等用DVD等のツールを用いてあらゆる機会を捉えて周知する。 ・ 事業者、患者（労働者）等に対し、両立支援に関する情報をホームページ、メールマガジン等で提供する。 ・ 産保センターの両立支援に係る部分のホームページと労働局の両立支援のページを相互リンクするなどにより、両立支援の周知内容を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部から配布したポスターやリーフレット等については令和5年度に作成したツールを使用し、令和4年度以前に作成したツールについては使用しないよう留意する。
	② ホームページ等による情報提供 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健に関する総合的な情報、産保センター及び地産保における事業や活動の広報、行政情報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性を向上させる。 ・ 地域の専門機関の名簿を作成し、産業保健関係者からの求めに応じて、情報提供・紹介を行う。 ・ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社)日本作業環境測定協会に掲載されている化学物質管理専門家、作業環境管理専門家のリストを活用し、個別事業場の求めに応じて、情報提供・紹介を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの充実を図り、アクセス数の確保に努める。 ・ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社)日本作業環境測定協会のウェブサイトに掲載される化学物質管理専門家、作業環境管理専門家等のリストを参考とする。

V その他

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考(留意点等)
その他	① 産業保健調査研究の実施 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる産保センターは本部指示に基づき対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 所長、副所長、経理等を行う事務担当者(管理課長、事務主任等)並びに調査研究体制に含まれる労働衛生専門職及び産業保健専門職は、本部が行う研究者倫理研修を必ず受講する。
	② 地域における産業医等のネットワーク構築モデル事業 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる産保センターは本部指示に基づき対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は別途指示する。
	③ 産保センター及び地産保スタッフの資質向上の取組 (その他全般事項)	<ul style="list-style-type: none"> ブロック単位等で産保センター間の会議を実施し、都道府県をまたぐ広域事案への円滑な対応や、個別事案の検討・情報共有を図る。 ブロック単位等でコーディネーターの研修・会議等を開催し、活動事例や留意事項の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域事案や個別事案の検討・情報共有のほか、事務処理等について産保センター間の情報共有や確認を行うことも差し支えない。 特に個人情報の適正な管理について問題意識の共有を図る。 産保センター間のWeb会議の利用についても検討する。